

農林水産環境政策の基本方針

—環境保全を重視する農林水産業への移行—

平成15年12月25日

農 林 水 産 省

循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部

「農林水産環境政策の基本方針」
- 環境保全を重視する農林水産業への移行 -

目 次

基本認識	1
基本方策	3
基本方策の工程	5
各環境分野の施策	10
1 健全な水循環	10
2 健全な大気循環	12
3 健全な物質循環	13
4 健全な農山漁村環境の保全	16
試験研究・技術開発	17
環境教育・食育の推進	18
今後検討すべき事項	18

基本認識

- 健全な水、大気、物質の循環の維持・増進と豊かな自然環境の保全・形成のための施策展開 -

大量生産、消費、廃棄社会から持続可能な社会への転換

今や環境問題は、地球温暖化や廃棄物問題、更には生物多様性の危機にみられるように、通常の事業活動や国民の日常生活に起因し、密接な関わりを持つものへと変化しています。

大量生産、消費、廃棄という社会から、多様なライフスタイル（生活様式）や様々な地域特性に対応した持続可能な社会への転換を図っていくことが課題となっています。

これに向けて、水、大気、土壌等の自然資源との健全な関係を保ち、物質循環を進め、自然と人間との共生を確保していく必要があります。

農林水産業の自然循環機能の発揮

農林水産業は、工業等他産業とは異なり、本来、自然と対立した形ではなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動です。例えば、水田で生育中の水稻、山で育林中の森林、河川や海で生息・回遊中の魚類等の生物はそれ自体、水、大気、物質の循環を構成する重要な要素といえます。

しかしながら、農林漁業者の高齢化や所得の減少などにより生産活動が低下し、耕作放棄地や間伐が行われていない森林が増加したり、里地里山の荒廃が進行しています。また、肥料、農薬の過剰投入や家畜排せつ物の不適切な管理がなされることによる環境への影響が懸念されます。さらに、農林水産関係事業の実施に当たっては、環境との調和への取組が課題となっています。

農林水産業の持続的な発展のためには、農地・農業用水、森林、海洋生物資源等の適正な保全・管理、担い手の確保とともに、農林水産業の自然循環機能の維持・増進が不可欠です。

農林漁業者の主体的努力と消費者の理解・支援

農林水産業の自然循環機能の発揮のためには、環境負荷の低減を図るとともに、肥料や農薬など化学物質への依存度をできる限り下げていくことが重要です。

これは、食の安全・安心、良好な生活環境を求める国民の農林水産業への期待に応えるものであり、また、安全・安心な農林水産物の生産のためには、良好な生産環境が必要で、環境保全と食の安全・安心とは相互に関係しています。

農林水産業は、食料や木材の供給を担う必須の生産活動である以上、環境への負荷は避けられません。このため、利用可能な代替技術の活用等により、その最小化に取り組む必要があります。

これは、農林漁業者の主体的な努力と消費者の理解・支援により可能となるものです。このためには、意見や情報の交換などにより農林漁業者と消費者との信頼関係を深めていくことが重要です。

都市と農山漁村との共生・対流

農山漁村は、二次的自然である緑の田園空間、森林空間や海浜・海洋が広がり、多様な動植物が生息し、多様な生態系が確保されている地域です。また、本来的には、農林水産業の自然循環機能を活かした自然と共生する独自の生活文化、地域文化が培われている地域でもあります。これらにより、農山漁村はゆとりとやすらぎのある地域を形成しています。

農山漁村に滞在したり、働き、暮らしたいという都市住民が増加するなど、都市と農山漁村は双方向の時代になっています。

多様で幅広い参加による都市と農山漁村の双方向化は、都市と農山漁村との共生、自然と人間との共生を通じての国民全体のライフスタイルの転換に寄与します。これが、今後の我が国経済社会の発展基盤を形成していくと考えます。

農林水産省が支援する農林水産業は環境保全を重視するものへ移行

このような認識に立ち、農林漁業者の主体的な努力を基本として、農林水産業の自然循環機能の維持・増進とともに、農山漁村の健全で豊かな自然環境の保全・形成に向けた施策を展開します。これにより、農林水産省が支援する農林水産業は、食料や木材の安定供給を図りつつ、環境保全を重視するものへ移行します。

また、農林水産業も、他の産業と同様に、その生産活動が環境への負荷を与える面もあることから、環境負荷の低減に向けて、予防的な対応も含めて適切、厳正に対応します。

基本方策

情報の開示・提供と説明

環境問題は農林漁業者のみならず広く国民に関わるものであり、農林水産業・農林水産施策に係る環境情報について、適時・的確に分かりやすく国民に開示・提供、説明します。

国民の意見を反映した政策づくり

国民への情報提供と併せて、国民との意見交換に努め、国民の意見を踏まえ、国民に開かれた形で農林水産関係環境施策を策定します。

多様な主体の参加による施策推進

農林水産関係環境施策について、農林漁業者のみならず、地域住民や都市住民、NPO等の多様な主体の意見を広く求め、施策実施への参加・協力を得て地域の合意形成を図りつつ、実施します。

環境に即した施策相互の連携

健全な水、大気、物質循環の維持・増進や、健全で豊かな自然環境の保全・形成に向けて、環境に即した施策相互の連携を強め、農林水産施策一体的に取り組んでいきます。また、他府省との連携・協力を推進します。

環境保全を重視する農業のための指針の策定

環境保全に向けて農業者の主体的な努力を促すため、適切な肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減とたい肥を利用した土づくりによる物質循環を促進する指針を策定し、この普及を図ります。

補助事業、制度資金における環境保全の重視

農林漁業者が環境保全を重視する生産活動に積極的に取り組むことができるように、生産振興、農地の整備等の補助事業については、環境を重視するものに順次移行していきます。また、制度資金については、資金の性格を踏まえつつ、環境を重視するものへ重点化を図ります。

事業のグリーン化・透明化

公共事業について、環境との調和に配慮して事業を実施します（事業のグリーン化）。また、事業の構想、計画、実施に係る環境情報を開示・提供・説明（透明化）していきます。

明確な目標の設定と評価

施策ごとにできるかぎり目標・効果を定量的に提示して施策を展開し、その効果、進捗状況を評価します。

そのメカニズム等から定量的に提示できないものについてはできるだけ分かりやすく定性的に提示するとともに、その手法の検討を進め、定量化に努力します。

科学的な知識に基づく施策の実施

農林水産環境施策の推進に当たっては、科学的な知識の蓄積を図るとともに、専門家・有識者の意見を踏まえて実施します。また、生物調査等環境に関する調査を実施します。

農林水産省自身の環境配慮

農林水産省本省において、事務運営や庁舎管理に関し、組織的な省エネルギーやリサイクル等を通じて環境への負荷を常時低減するため、環境マネジメントシステムを導入します。

基本方策の工程

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1 情報の開示・提供と説明	・当省HPで環境情報コンテンツを立上げ	・内容を随時拡大	→	・検証・見直し	
2 国民の意見を反映した政策づくり	・「農林水産環境政策提案会」（仮称）を設置 ・「環境政策アドバイザー会議（仮称）」の設置 ・主要な施策についてパブリック・コメントを実施（平成16年度着手）	・「農林水産環境政策提案会」（仮称）を定期的に開催 ・地方農政局において「農林水産環境政策提案会」を開催 ・「環境政策アドバイザー会議（仮称）」を定期的に開催	→ → → →	・検証・見直し	・レビューを踏まえた方策の実施
3 多様な主体の参加による施策推進	・NPO等の事業参加対象事業を拡大（田園自然環境保全再生・支援事業（平成15年度から実施）、国民参加の緑づくり活動推進事業（平成14年度から実施）、漁民の森づくり活動推進事業（平成13年度から実施）等）	・対象事業を順次拡大（平成17～18年度）		・検証・見直し	・レビューを踏まえた完全実施
4 環境に即した施策相互の連携	・水・大気・物質などの環境に即した施策相互の連携についての点検・検証と、次年度以降の施策の企画・立案・調整を実施	→		・検証・見直し	・レビューを踏まえた方策の実施

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
5 環境保全を重視する農業のための指針の策定	・家畜排せつ物法の完全施行（管理基準の適用開始）（11月～） ・施肥基準、防除の指導指針等の策定方針を提示（平成16年度） ・都道府県 of 施肥基準の見直し、総合的病虫害管理（IPM）の普及のための指導指針の策定（平成16～17年度） ・施肥、防除等について定期的に総点検を実施し、施肥基準等に基づく営農指導を徹底（平成16～19年度）	・家畜排せつ物の利活用に係る国の計画を策定（平成17～18年度）	・都道府県 of 家畜排せつ物利活用計画の策定（平成18～19年度前半）		
6 補助事業、制度資金における環境保全の重視	・生産振興総合対策事業の一部において試行（平成16年度から実施） ・環境保全を重視する農業生産活動に必要な整備を行う地域環境保全型農業推進総合整備事業を創設	・対象事業、制度資金を順次拡大（平成17～19年度）		・検証・見直し	・対象事業、制度資金は環境を重視するものに全部移行

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
・ 森林・林業	・ 森林所有者が作成し、市町村長の認定を受けた「森林施業計画」に基づく森林整備を推進	・ 着実な実施	→	・ 検証・見直し	
・ 水産業 (優先採択)	・ 漁場改善計画の策定又は策定予定地区の優先採択 漁業経営構造改善事業(養殖に係るもの)(平成12年度) 養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業(平成15年度)	・ 着実な実施	・ 検証・見直し	・ レビューを踏まえた方策の実施	
(採択要件化)	・ 資源回復計画の策定・推進を採択要件化 資源回復支援基盤整備事業(公共)(平成15年度) 資源回復計画推進支援施設整備事業(平成16年度) 栽培漁業関係事業(平成16年度)				
7 事業のグリーン化・透明化 環境配慮指針に基づく事業の実施 ・ 農業農村整備事業	・ 平成14年に「農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針」を策定し、平成14年度新規採択事業から適用し、継続地区についても地域特性に応じて実施。	→	→	・ 検証・見直し	・ レビューを踏まえた方策の実施

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
・ 森林整備事業、治山事業	・ 「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」を平成13年度から策定し、調査、計画、実施の各段階での環境配慮の取組を推進 ・ 平成15年10月に自然環境の保全に適切な考慮が払われたものとして平成16年度を始期とする「全国森林計画」を策定し、これと併せて、当該計画の森林整備・保全目標の達成に資するための「森林整備保全事業計画」を策定予定。 ・ 林道の整備について、「全体計画調査及び測量設計について（平成6年10月策定）」に基づき、自然環境調査を行い、その結果を勘案した路線選定を実施。 ・ 治山事業について、「民有林補助治山事業全体計画作成等要領」（平成14年6月）等に基づき、地域の自然環境の保全、形成への寄与を留意の上、事業の整備目標を設定。		・ 必要に応じて、左記通知の検証・見直し		・ 次期計画の策定に向けて検証・見直し

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
・水産基盤整備事業	・治山事業について、上記通知に加えてさらに具体的な環境保全の取組方針を検討・策定（平成16～17年度） ・平成14年に漁港漁場整備基本方針を策定し、同方針に新たに「環境との調和に関する事項」を規定。平成14年度策定計画から適用し、継続地区は計画変更時から適用。 ・「水産基盤整備事業における環境配慮ガイドブック（平成15年3月）」を策定し、調査、計画、実施の各段での環境配慮の取組を推進		・漁港漁場整備基本方針の検証		
環境情報の開示	・農業農村整備事業の一部について、環境情報提供の効果的な手法検討と試行的実施（平成16～17年度着手）		・農林水産関係事業の環境配慮に係る情報を提供（平成18年度着手）		
8 農林水産省自身の環境配慮	・農林水産省本省において、事務運営や庁舎管理に関する環境マネジメントシステムの導入（着手～導入完了）（平成16年度着手、平成17年度導入完了）		・環境マネジメントシステムの運用（平成18年度～）		

各環境分野の施策

1 健全な水循環

- 国土の約 8 割を占める森林や農地は、雨水を蓄え、浄化し、河川への急速な流入を抑制します。周辺沿岸の藻場・干潟では海藻や貝類等の生息生物が水を浄化しています。このような森林、農地・農業用水、藻場・干潟の機能を維持・向上していきます。
- 他方、肥料、農薬や家畜排せつ物、養殖業の飼料等は、水環境への負荷の原因となり得るものです。これらが原因となる環境負荷の低減を推進します。

(1) 健全な森林の育成

水源かん養、山地災害の防止をはじめとする多面的機能を発揮する森林の整備や保全を推進します。

特に、水土保持林については、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への移行、広葉樹の導入等により複層林の造成を推進するなど、整備や保全を着実に推進します。

(2) 豊かな海と森を育む連携

豊かな海を育む森林の整備とともに漁場環境の改善を図るため、上流水源地域の森林所有者と下流沿岸地域の漁業者の連携・協力、森林の整備や保全、木材を利用した沿岸漁場の整備等を推進します。

(3) 農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保

農業の持続的な発展を通じて生ずる多面的機能を継続的に発揮させるため、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図ります。

(平成19年目標 基幹的農業用排水施設(基幹的農業用排水路約 4.5万km等)が有する延べ約 250万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保)

水源かん養をはじめとする多面的機能の発揮を図るため、里地や棚田の保全を推

進し、耕作放棄地の発生を防止します。また、発生した耕作放棄地については、多様な実践活動（都市住民のボランティアによる復旧活動、市民農園の開設、耕作放棄地と周辺の林地、野草地等を活用した放牧等）の実施を通じ、その解消を促進します。

（平成22年目標 10～22年度の間耕作放棄発生防止面積21万ha）

農業上の利用が困難な耕作放棄地については、水源かん養等の機能を確保するため、地域の実態に即した多様な取組（植林や魚類、昆虫、鳥類の保護のためのビオトープ等）を促進します。

(4) 農山漁村地域の水質改善

農山漁村地域における混住化の進展等による水質の悪化に対処し、引き続き農業集落や漁業集落における排水施設の整備等を推進し、農山漁村地域の水質を改善します。この場合、都道府県が策定する污水处理に関する「都道府県構想」に基づき、農業集落排水、漁業集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設の整備を推進します。

（農業集落排水処理人口普及率 平成14年39% → 平成19年目標52%）

（漁業集落排水処理人口普及率 平成14年27% → 平成23年目標概ね6割）

(5) 関係5省の連携による健全な水循環系構築に関する取組

平成10年8月に発足した関係5省（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）により構成される「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」を通じて、水に関する関係省庁が一体となった取組を推進します。

(6) 環境保全を重視する農業の推進

環境負荷の低減と物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進します。

(7) 家畜排せつ物の適正管理

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の管理の適正化を徹底します。

(8) 持続的な養殖業の推進

養殖業による漁場環境の悪化を防止するため、漁場改善計画の策定等を通じて飼料

等による水質、底質への負荷の低減を促進します。

(計画策定漁協の養殖生産量シェア：平成15年28% → 平成18年60%)

(9) 藻場・干潟の造成等

海藻類や貝類等の生息生物による水質浄化等環境保全効果を有する藻場・干潟の保全・造成を推進します。

(平成14～18年度 概ね 5,000haを保全・造成)

2 健全な大気循環

- 植物は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収することにより炭素を固定します。これを農林水産物として消費しても正味の二酸化炭素を増加させないカーボン・ニュートラルな性質を持っています。特に、森林・木材は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として地球温暖化対策上重要な役割を果たしています。
- 一方、二酸化炭素の排出者としての農林水産業、食品産業における排出削減を推進します。また、食料、木材等の生産から流通・消費までの間の排出削減を推進します。

(1) 地球温暖化対策としての森林整備の推進、木材・木質バイオマス利用の推進等

適切な森林の整備及び保全を推進

地球温暖化対策推進大綱に定められた森林経営による 3.9%の二酸化炭素吸収を達成するため、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進します。

(平成22年目標 育成林の適切な整備保全 1,160万ha、天然生林の保全・管理 590万ha)

森林整備を通じて供給される国産材の利用を推進

「農林水産省木材利用拡大行動計画」の実践をはじめ、住宅や公共部門等における木材利用を促進します。

(国産材供給・利用量 平成11年20百万m³ → 平成22年25百万m³)

「緑の雇用」等による森林整備の担い手の確保・育成

(平成17年目標 林業就業者 6万人)

(2) 農林水産業による温室効果ガスの発生抑制のための技術開発

農林水産業による温室効果ガスの発生抑制を図るため、家畜由来のメタン等の発生抑制技術の開発、漁船の省エネルギー技術や集魚灯電力の低減（発光ダイオードの利用）の技術開発を推進します。

(3) 食品産業における温室効果ガスの発生抑制対策

物流効率化、省エネルギー対策、燃料転換等により、二酸化炭素の排出削減を推進します。

食品産業の事業運営に関し、省エネルギーやリサイクルを図るため、環境マネジメントシステムの導入を促進します。

環境報告書、エコラベル等による食品産業の環境情報の積極的な開示により、消費者との信頼関係の構築に努めます。

3 健全な物質循環

- 廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会の構築に向けて、自然の恵みによりもたらされ、持続的に再生可能な資源であるバイオマスの総合的な利活用を「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき推進します。また、地域住民の主体的な取組による地域内物質循環を促進します。
- また、環境負荷の低減とたい肥を利用した土づくりによる物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進します。

(1) バイオマスの総合的な利活用の推進

(廃棄物系バイオマス利活用	平成12年60%	→	平成22年目標80%以上)
(未利用系バイオマス	18%	→	25%以上)

家畜排せつ物利用推進

1) 家畜排せつ物たい肥の利用

耕種農家が利用しやすい家畜排せつ物たい肥生産を推進（家畜排せつ物たい肥の品質向上、品質安定化のためのマニュアルの作成等）します。

家畜排せつ物の需給を基に利活用計画を策定し、これを普及していきます。

家畜排せつ物たい肥について、土壌改良材としての利用による土づくりとともに、化学肥料の代替資材としての利用を促進します。

これにより、家畜排せつ物の処理と物質循環の適正化を図る地域循環型畜産（物質循環型）を推進するとともに、広域的な耕畜連携によるたい肥利用の拡大を図っていきます。

2) 家畜排せつ物の高度利用

革新技术の導入による地域のエネルギー利用等高度利用を推進していきます。家畜排せつ物利活用計画によって、たい肥による利用が困難とされた地域において、技術開発や実証的利用により炭化、メタン発酵等による家畜排せつ物の利用を促進します。これにより、資源の有効利用と環境負荷の低減が同時に可能となる地域循環型畜産（高度利用型）を推進します。

食品リサイクルの推進

外食産業等食品産業から排出される食品廃棄物について飼料や肥料等の再資源化を推進します。

（食品循環資源の再生利用等の実施率 平成13年37% → 平成18年46%）
（個々の事業者の再生利用等の実施率目標 平成18年20%以上）

木質バイオマスの利用の推進

製材工場等残材のエネルギー利用を推進します。

（製材工場等残材を燃料として利用する施設における木質系廃材の利用量
平成10年度134万トン → 平成17年度145万トン）

水産バイオマスの利用の推進

水産加工残滓の高度リサイクル技術、水産物の有用成分利用技術の開発等により、

水産バイオマスの利用拡大を推進します。

更に、貝殻等水産バイオマス利用をモデル的に推進します。

地域内物質循環の促進

食品廃棄物等身近なリサイクル、家畜排せつ物のたい肥利用、エネルギー利用等地域住民の主体的な取組による地域内物質循環を促進します。

(2) 環境保全を重視する農業の推進

環境保全を重視する農業のための指針策定

環境保全を重視する農業を推進するため、適切な肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減とたい肥を利用した土づくりによる物質循環を促進する指針を策定します。

都道府県の施肥基準について、作物の種類、土壌条件等に応じて窒素収支の適正化を図る観点等に配慮した見直しを促進します。また、防虫ネット等を用いた物理的な防除や天敵等を用いた生物的な防除などと化学合成農薬の使用低減とを組み合わせた総合的病虫害群管理（ＩＰＭ）の普及に向けた指導指針の策定を促進します。これら指針に基づき、環境保全を重視する多様な農業を促進していきます。

補助事業、制度資金における環境保全の重視

農林漁業者が環境保全を重視する生産活動に積極的に取り組むことができるように、生産振興、農地の整備等の補助事業については、環境を重視するものに順次移行していきます。また、制度資金については、資金の性格を踏まえつつ、環境を重視するものへ重点化を図ります。

生産履歴情報の開示の促進

環境保全を重視する農業生産を進めるとともに、その肥料、農薬の使用状況等生産履歴情報の消費者への開示・提供を促進します。このような情報開示・提供は、食の安全・安心、良好な生活環境を求める消費者の国内農業、国産農産物への信頼感を高めるものと考えます。

4 健全な農山漁村環境の保全

都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供、生物多様性・多様な生態系の保全を推進します。

(1) 都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供

都市と農山漁村がお互いの地域の魅力を分かち合うよう、「人・もの・情報」の行き来の促進に向けて、

- ・ 農山漁村の豊かな自然や景観等の資源の活用により、都市との交流を進めるグリーン・ツーリズム、
- ・ 里地・里山等居住地近くに広がる農地や森林の、自然とのふれあいの場、レクリエーションの場としての活用、
- ・ 都市生活者に対して、緑地空間としてのやすらぎの場や自然とのふれあい・交流の場等を提供する都市農業

を推進します。

(2) 生物多様性、多様な生態系の保全

優れた自然環境を有する森林の維持・保存

自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な森林については、「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」に区分し、自然環境の保全を優先した管理経営を実施します。

自然環境を重視したむらづくり

農業農村整備事業の実施に際して、環境との調和への配慮を進め、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、地域の二次的自然の保全・回復を図り、地域の生物多様性を保全します。

また、農村地域において、地域住民、NPO等の参加を得た田園自然環境の保全

・再生活動の支援等の自然再生関連施策を推進するとともに、水田周辺地域の生態系の現状を把握する「田んぼの生きもの調査」を実施します。

農林水産省本省及び地方機関において、環境省自然環境部局と連携・協力した施策を推進します。

農業生産活動に伴う環境負荷の低減

農業生産活動に伴う環境負荷の低減を通じ、生物多様性、多様な生態系の維持等自然環境の保全に努めます。

海の森づくり

多様な水産生物にとって良好な生息・生育の場である藻場・干潟は、水質浄化等の機能を有するとともに、二酸化炭素固定により地球温暖化対策にも寄与するものであり、その保全・造成等による「海の森づくり」を積極的に推進します。

資源の適正管理による海洋生物資源の持続的利用

水産資源に関する資源回復計画の策定等により、海洋生物資源を持続的に利用していきます。

遺伝子組換え農作物等の使用等の規制による生物多様性の確保

遺伝子組換え農作物等による生物多様性への悪影響を防止するため、その使用等の規制を的確に実施します。

試験研究・技術開発

環境保全を重視する農林水産業のための技術開発

環境負荷の低減に資する次のような農林水産技術の開発を推進します。

- ・ 土壌・養分管理技術の高度化
- ・ 病虫害・雑草・野生鳥獣等の総合的管理技術
- ・ 環境負荷物質の動態解明と制御技術
- ・ より高度な病虫害抵抗性品種の育成等

また、遺伝子組換え体の環境に対する安全性評価手法の開発を推進します。

物質循環の促進のための技術開発

農林水産物の残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源の原材料化、木材の有効利用、バイオマスエネルギー利用技術の開発等の有機性資源循環利用技術の開発を推進します。

地球環境問題等への対応

農林水産業由来の温暖化ガスの発生抑制等生態系や地球環境に及ぼす影響の低減技術の開発、地球規模の環境変動が農林水産業に及ぼす影響の評価・解明と対策技術の開発を推進します。

環境教育・食育の推進

農林水産物などの素材、「田んぼ」、水路などの水辺環境や森林・海辺を遊びや学びの場として活用した環境教育や、食育を推進するため、人づくりや地域における学習活動等を促進します。

今後検討すべき事項

農地・農業用水等地域資源に対する施策の検討

農村における農地・農業用水等の地域資源は、食料の安定供給のみならず、水循環等多面的機能の発揮に貢献しており、これは、一度崩壊すれば復元に多大な期間と費用を必要とするものです。このため、今後の農業を取り巻く条件が厳しさを増す中で、これら地域資源の保全やその利活用に向けた施策について幅広く検討します。

より高いレベルの環境保全を可能とする農業の実現に向けた施策の検討

諸外国における動向、国際規律の動向を踏まえつつ、より高いレベルの環境保全を可能とする農業の実現に向けて、効果的な施策のあり方について検討します。

地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な実施に向けた施策の検討

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策に関する国民の理解の醸成を図りつつ、着実な実施に向けた施策を検討します。

水産業・漁村の多面的機能の発揮のための施策の検討

水産業・漁村は、水質浄化などの環境保全や物質循環等の多面的機能を発揮しています。このため、今後、多面的機能の内容を調査・評価するとともに、この評価を踏まえ、これらの機能が十分発揮されるための施策について幅広く検討します。

環境会計の検討

環境に関する会計情報を積極的に提供するため、農林水産業経営はもとより地域的な環境保全への取組も含めた環境会計について検討します。